

投票日に行けなくても、地元を離れていても、投票はできる！ 投票率アップへ2つの制度

安倍晋三首相は9月28日の臨時国会冒頭で衆議院を解散した。10月10日公示、22日投票で第48回衆議院議員総選挙が実施されることになった。第24回参議院議員通常選挙(平成28年7月10日)に初めて18歳選挙権が行使されたのに続き、2度総務省によると、若年層 くなと投票所に行きにくい全体としての前回の国政選挙投票率は、他の年代と比べて低水準だった。大学進学を機に地元を離れても、住民異動届を提出していない学生もいるだろう。また、地元であっても投票日に、アルバイトや遊びに

区町村に滞在している人(=住民票を移していない人)は、現在住んでいる場所ので一度帰ってから投票してました。投票にもいろいろ方法があるんですけど、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に必要な書類を請求し、必要事項を記載のうえ、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に郵送または直接提出すると、投票用紙が郵送されてくるので、投票用紙と不在者投票用封筒を持参し、期日前投票期間に滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ不在者投票を行う。

今回の選挙は、私たちが若者が初めて政権を選択することにつながる。選挙情報は新聞やインターネット、街頭演説などで入手できるが、情報はつねに流動的だ。自身の生活に直接かかわる公約や政策は、正しい情報を確認したい。

総務省によると、若年層 くなと投票所に行きにくい全体としての前回の国政選挙投票率は、他の年代と比べて低水準だった。大学進学を機に地元を離れても、住民異動届を提出していない学生もいるだろう。また、地元であっても投票日に、アルバイトや遊びに

心理学科の2年生は「私は選挙になると、実家が近いので一度帰ってから投票してました。投票にもいろいろ方法があるんですけど、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に必要な書類を請求し、必要事項を記載のうえ、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に郵送または直接提出すると、投票用紙が郵送されてくるので、投票用紙と不在者投票用封筒を持参し、期日前投票期間に滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ不在者投票を行う。

もちろん誰に投票するかは自分自身の意思で決定するものだ。でも、直接政治の話をしなくても、政治に関心を持って世の中のことを家族や友人たちと話すとか、いろいろな考え方を知ることが出来る。自分自身の意思決定をするうえで、役に立つこともある。

1つ目は期日前投票制度だ。用事があって投票日に行けない人に向け、投票日前であっても、投票日の当日と同様に投票用紙を直接投票箱にいれることが出来る制度だ。ただし対象は、選挙人名簿登録地の市区町村での投票になる。かたがたに言えば、住民票のある

とここで事前に投票するということ。どこで事前投票ができるのかは、各市区町村の公式ホームページで確認できる。

以上2つの制度が学生の選挙参加への助けになる。ここまでが中野さんのお話。学内に戻って、学生に話した学生は、住民票を移し

期日前投票制度と不在者投票制度

2つ目が、住民票を移していない場合のための、不在者投票制度だ。選挙期間中、選挙人名簿登録地(=引越し前の地元)以外の市

とほい、不在者投票制度は手間暇がかりハードルが高そうだ。それに、基本的に引越しをしたら転入の日から14日以内に住民票を移すことは法律で決まってるのだ。選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村だし、進学などで引越しをした学生は、住民票を移し

役立ちそう。選挙の後には、自分が投票した候補者が当選してもなくても、国会議員や政党が公約や政策を守り実行できているのかフォローするとか、次回の選挙での判断に役立ちそう。

上: 実際に使用される投票箱
右: 江戸川大学正門前の公営ポスター掲示場。



2つ目が、住民票を移していない場合のための、不在者投票制度だ。選挙期間中、選挙人名簿登録地(=引越し前の地元)以外の市

以上2つの制度が学生の選挙参加への助けになる。ここまでが中野さんのお話。学内に戻って、学生に話した学生は、住民票を移し

役立ちそう。選挙の後には、自分が投票した候補者が当選してもなくても、国会議員や政党が公約や政策を守り実行できているのかフォローするとか、次回の選挙での判断に役立ちそう。